

保存期間10年

通達乙人少第87号

令和5年4月14日

本部内各部課長  
警察学校長 殿  
各警察署長

茨城県警察本部長

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏  
まえた障害者虐待事案への適切な対応について

障害者虐待事案への適切な対応については、障害者虐待の防止、障害者の養護者  
に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた障害者虐待事案への適切な対応について  
(平成27年5月13日付け通達乙人対第59号。以下「旧通達」という。)に基づき対応  
を行ってきたところであるが、この度、障害者虐待事案通報票等に係る公印の押印を  
省略できることとなったことから、下記の点に留意して、障害者虐待事案への適切  
な対応に努められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

#### 記

- 第1 定義（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平  
成23年法律第79号。以下「法」という。）第2条）
- 1 障害者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する身体  
障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があ  
る者であって、障害等により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受  
ける状態にあるものをいう。
  - 2 養護者 障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者  
以外のものをいう。
  - 3 障害者虐待 障害者の養護者、障害者福祉施設従事者等及び障害者の使用者  
による行為で次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加えること、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- (2) 障害者にわいせつな行為をすること、又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。障害者福祉施設従事者等及び障害者の使用者による不当な差別的言動を含む。
- (4) 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による(1)から(3)までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。障害者福祉施設従事者等が他の障害者による(1)から(3)までに掲げる行為と同様の行為を放置すること、使用者が他の労働者による同様の行為を放置すること及びその他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ることを含む。
- (5) 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

## 第2 認知時における適切な対応

### 1 市町村への通報（法第7条、第16条、第22条関係）

#### (1) 各警察署における対応

各警察署において、警察相談、障害者を被害者とする事案等の捜査、急訴事案や保護の取扱い等各種警察活動に際し、障害者虐待事案を認知した場合は、速やかに市町村に通報すること。

なお、通報する担当課等について、各警察署において市町村と協議の上、あらかじめ定めておくこと。

#### ア 養護者による障害者虐待（法第7条）

養護者による障害者虐待（18歳未満の障害者について行われるものを除く。）を受けたと思われる障害者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報すること。

#### イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（法第16条）

障害者福祉事務施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報すること。

ウ 使用者による障害者虐待（法第22条）

使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は、法第22条においては、使用者による障害者虐待事案についての通報先は市町村又は都道府県とされているところであるが、障害者虐待事案の対応状況の管理や関係機関との連携の円滑化の観点から、速やかに市町村に通報すること。

(2) 通報対象となる事案

原則として、警察が認知した障害者虐待事案のうち、児童虐待事案又は高齢者虐待事案に該当しないもの全てが対象となる（被害者が18歳未満である事案については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第6条に規定する通告を、65歳以上である事案については高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第7条に規定する通報を行うこととなる。）。

なお、次のような場合にも通報対象となるので、留意すること。

ア 被害者が法に規定する「障害者」に該当するかどうか判断ができない場合

警察において「継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状況にある」か否かの判断をすることは困難であるため、被害者の外見や言動、関係者からの聴取内容等から、警察官が障害者であると判断した場合は、通報の対象とすること。

なお、被害者が自身を障害者であると認識していなくても差し支えない。

イ 虐待行為があったことの明確な裏付けができない場合

通報は、「障害者虐待を受けたと思われる障害者」について行うものであるため、虐待行為を裏付ける具体的な証拠がない場合であっても、関係者の申出内容等から判断して、障害者虐待が行われた可能性があるとして判断できる事案であれば、通報の対象とすること。

なお、障害の特性から、被害者が自分のされていることが虐待であることが認識できない場合があるので、被害者からの事情聴取結果のみにより虐待を受けていないと判断することのないようにすること。

ウ 加害者が養護者、障害者福祉施設従事者等又は使用者に該当するか判明

しない場合

加害者を特定していても、当該加害者が養護者に当たるかどうかの判断が困難な場合があり得る。このようなときには、加害者が被害障害者と同居している場合には、障害者虐待事案とみなして市町村に通報すること。

また、加害者が親族である場合には、当該加害者が養護者に当たらないときも、障害者虐待事案の早期発見・早期対応の観点から、通報の対象とすること。加害者が障害者福祉施設従事者等又は使用者に当たるかどうかの判断が困難な場合には、当たる可能性があるとは判断できれば、同様に通報の対象とすること。

#### エ 障害に起因する被害妄想が疑われる場合

障害者虐待を受けている旨の申出が障害者からなされた場合は、精神的な障害に起因する被害妄想が疑われるときであっても、市町村において福祉的な観点から必要な対応を行う場合もあるため、通報の対象とすること。

#### オ 配偶者からの暴力事案に該当する場合

虐待行為が障害者の配偶者から行われた場合は、障害者虐待事案であるとともに、配偶者からの暴力事案にも該当する。このような事案については、障害者虐待事案として市町村に通報するとともに、「配偶者からの暴力相談等対応票」の作成等配偶者からの暴力事案としての対応も行うこと。

なお、被害障害者の保護が必要な場合に、市町村と配偶者暴力相談支援センターのいずれかに引き継ぐかは、障害の程度等を踏まえて、事案に応じて判断すること。

### (3) 通報要領

警察署各課で認知した障害者虐待事案については、当該警察署の生活安全課（刑事生活安全課を含む。以下同じ。）を經由して警察署長に報告した後、生活安全課から市町村に通報するものとする。通報先部署名、電話番号等は、あらかじめ市町村に確認しておくこととするが、特に、休日・夜間において確実に連絡がとれるよう、市町村に申し入れておくこと。

通報は、原則として、障害者虐待事案通報票（別添1。以下「通報票」という。）により行うこととし、急を要する場合は、電話により行うこと。通報時点では詳細が判明していない事項については、「不詳」と記載すれば足り、

調査に時間を要することにより通報が遅れることのないようにすること。

なお、通報票の記載要領については、障害者虐待事案通報票の記載に当たっての留意事項（別添2）を参照すること。

#### (4) 通報後の措置状況の把握

通報した事案については、市町村に措置結果を連絡するように依頼しておくこと。

なお、通報後1か月を経過しても市町村から措置結果の連絡がないときには、生活安全課から市町村等に対して状況を確認すること。

### 2 通報以外の措置

障害者虐待事案については、市町村への通報と並行して、事件化の可否及び要否、事案の緊急性及び重大性を迅速に判断した上で、事件化すべき事案については、関係機関の告発等を待つことなく、可能な限り速やかに必要な捜査を行い、捜査を契機として、障害者を救出保護すること。また、刑罰法令に抵触しない場合であっても、事案に応じて加害者へ指導・警告するなど、警察として必要な措置を講ずること。

### 第3 警察署長に対する援助依頼への対応（法第12条関係）

#### 1 制度の趣旨

法第12条第1項においては、市町村長は、障害者の住所又は居所への立入調査に際し、必要があると認めるときは警察署長の援助を求めることができることが規定されている。警察署長の行う援助とは、市町村長による職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察が、警察法、警察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置である。

したがって、警察官は、市町村長の権限行使の補助者ではなく、調査業務そのものの補助（聞き取り調査等）を行うことは適当ではないが、要請による立入調査時の同行、当該調査中の動静監視等の間に違法な行為があれば、検挙・警告等適切な措置を講ずること。

#### 2 援助の手続

警察署長は、援助に当たって、緊急の場合を除き、市町村長から障害者虐待事案に係る援助依頼書（別添3）の提出を求めた上で、速やかに事前協議を行い、対応の方法、役割分担等を検討した上で、事案に応じた適切な援助に努め

ること。事前協議の窓口は、生活安全課において行うこととするが、実際の援助を行う要員については、必要に応じて生活安全課以外の各課員からも充当すること。

### 3 援助の要件

警察が援助を行うこととされているのは、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるとき（法第12条第3項）であるので、援助の依頼があった場合は、市町村が行う法第9条第1項に規定する事実確認等のための措置等の状況を確認し、その内容によって援助を行うか否かを判断すること。

なお、援助依頼を受理したが、援助を行わないものとした場合には、その理由や経緯等を記録しておくこと。

## 第4 その他

### 1 関係各課間の連携

障害者虐待事案への対応に当たっては、各所属及び警察署の生活安全課、刑事課、地域課、警務課（被害者支援担当）等関係各課間で連携を密にすること。

### 2 関係機関等との連携

市町村を始め、県担当課、障害者団体等関係機関・団体、民生委員等との連携を強化し、被害障害者の立場に立った的確な措置が講じられるようにすること。

なお、市町村や県においては、障害者虐待防止のための関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備をしなければならないこととされているので、市町村等から警察に対して連絡会議等への参加依頼がなされた場合は、積極的に応じること。

### 3 指導及び教養の徹底

警察における障害者虐待事案に対する適切な対応を推進するため、法の内容等について、集合教養、随時の教養、巡回教養等あらゆる機会を活用して警察職員に広く指導、教養を行うこと。

### 4 報告の徹底

各警察署で取り扱った障害者虐待事案については、速やかに人身安全少年課宛てに報告すること。

<別添略>